

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

平成 29 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度 羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度羽曳野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 629 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,944,052 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	繰入金	1,236,338	249,999	1,486,337
	2 基金繰入金	1	249,999	250,000
13	諸収入	733,486	△249,370	484,116
	3 雑入	733,181	△249,370	483,811
	歳入合計	16,943,423	629	16,944,052

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	諸支出金	91,260	629	91,889
	1 償還金及び還付加算金	91,260	629	91,889
	歳出合計	16,943,423	629	16,944,052

2 歳 入

1 1 款 繰入金 249,999千円
 2 項 基金繰入金 249,999千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	1	249,999	250,000
計	1	249,999	250,000

1 3 款 諸収入 △249,370千円
 3 項 雑入 △249,370千円

1 雑入	733,181	△249,370	483,811
計	733,181	△249,370	483,811

節		区 分	金 額	説 明
	千円			
1	財政調整基金繰入金	249,999	249,999	財政調整基金繰入金

5	雑入	△249,370		雑入

3 歳 出

1 1 款 諸支出金

629千円

1 項 償還金及び還付加算金

629千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 国庫支出金 等返還金	千円 65,441	千円 629	千円 66,070	千円	千円	千円	千円 629
計	91,260	629	91,889	0	0	0	629

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子 及び割引料	千円 629	国庫支出金等返還金 千円 629